

## 生活環境部の「運営方針と目標」（平成 23 年度）

生活環境部長 高畑 智一

生活環境部調整担当部長 竹内 富士夫

### 1 部の使命・目標に関する認識

#### 部の使命・目標

生活環境・住環境を守り、地域の特性を生かした快適なコミュニティの形成や、NPO等市民活動を支援するとともに、芸術文化の振興や安全安心のまちづくりなど、高環境のまちづくりを市民と協働で進めます。

商業・工業・農業等の特性にあわせた振興策を展開し、産業の活性化を図ります。

また、消費者・勤労者としての市民を支援し要望に応えられる施策の推進を図ります。

#### 各課の役割

生活環境部は、コミュニティ文化課、環境政策課、ごみ対策課、生活経済課、安全安心課の5課で構成され、①市民活動の支援、芸術文化の振興、②環境保全・公害防止の施策の推進、③環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進、④産業の振興、消費者への支援及び雇用の確保等の推進、⑤安全で安心なまちづくりの推進をする部門からなり、各種事業を通じて、幅広い市民生活のニーズに対応する役割を担っています。

### 2 部の経営資源（平成 23 年 4 月 1 日現在）

#### ① 職員数

##### 職員数

生活環境部職員 51 人

職員比率（正規職員）生活環境部 51 人/市職員 1,040 人 職員比率 約 4.9%

#### ② 予算規模

##### 予算規模

平成23年度生活環境部予算額

一般会計 5,353,148,000円

### 3 部の実施方針及び個別事業の目標等

#### 実施方針

- ・協働型まちづくりの推進とコミュニティ創生及び芸術文化の推進

コミュニティを基調とした防災・環境保全などのあらゆる分野の市民活動を支援し、その拠点となるコミュニティ・センター及び市民協働センターの運営を通して、市民との協働を一層推進するとともに、これまでのコミュニティ再生の取り組みを基礎として、地域の多様な課題を新たな共助や協働によって解決するあり方を目指すコミュニティ創生の取り組みを進めます。

また、芸術文化の振興を目標に「文化の薫り高い三鷹」を目指し、まち全体が活性化する協働型まちづくり・芸術文化のまちづくりを推進します。

#### ・環境保全の推進

環境問題は市民生活の中で複雑、多様化しています。市民の快適な環境を保全するための公害対策に加えて、地球温暖化防止など地球環境問題に対する足元からの行動として、省エネルギー対策事業や、クリーンな新エネルギーの有効利用に積極的に取り組みます。さらに、サステナブル都市に関する総合的な調査・研究を行います。

また、環境安全都市の実現に向けて、環境マネジメントシステム（ISO14001、簡易版）の運用を進めるとともに、学校版EMSの運用を始めます。

#### ・ごみ減量・資源化と環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進

市民・事業者と協働して、ごみ質の変化等に対応した適切なごみの減量・資源化を推進します。また、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（資源の再使用）、リサイクル（再資源化）の推進、ごみの適正処理の確保など、資源循環型社会の形成に向けて、高環境のまちづくりに努めます。

#### ・産業振興と生活者支援

昨今の厳しい景気動向や東日本大震災の景気への影響等を考慮し、セーフティネット保証制度や東日本大震災復興緊急保証制度の認定事務を適正に実施するとともに、市民へのセーフティネット施策の強化として、緊急不況対策・緊急雇用創出事業の継続実施など、雇用確保や就労支援に努めます。消費者行政の充実に向けた取り組みを関係団体等と連携・協力しながら積極的に進めます。

また、産業と生活が共生する都市の創造に向けて、市民・事業者・関係団体と協働で価値創造都市型産業及び都市型農業の振興を図るとともに、観光のまちづくりを推進します。

#### ・安全安心のまちづくりの推進

市民の安全と安心を確保するため、「安全安心・市民協働パトロール」の拡充を進め、安全安心パトロール車によるパトロールの強化を図るなど、総合的な安全安心体制を充実させることにより、安全安心のまちづくりを市民・事業者・警察等関係機関と協働で推進します。

### 個別事業とその目標（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

#### 1 コミュニティ創生のあり方に関する研究（コミュニティ文化課）

＜「施政方針」掲載事業＞

「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム（仮称）」を設置し、中堅・若手職員で構成したワーキング・チームによって、住民協議会、町会・自治会、商工会（若手経営者）、JA、PTAのほか、各種市民活動組織・団体（福祉、環境、まちづくり）を対象にヒアリング調査及び交流会を行います。その後、まちづくり総合研究所に調査・研究を委託し、「コミュニティ創生研究会（仮称）」を設置します。研究会メンバーは、学識経験者、市職員によって構成します。研究会では、プロジェクト・チームでまとめた課題・方向性について、学識者の助言を交えながら、コミュニティ創生の取り組みの方向性について、提言を取りまとめます。

また、研究にあたっては、地域ケアネットワーク事業などを展開している健康福祉部と連携を図り、共同で取り組みます。

(目標指標：ヒアリング調査対象市民団体等は 30 団体、そのヒアリングに関する調査報告書、研究会が取りまとめる提言書を作成します。)

## 2 地域自治組織の活性化支援（コミュニティ文化課）〈「施政方針」掲載事業〉

地域自治組織から好事例となる事業を公募し、学識経験者等で組織する選考委員会の選考を経て助成対象事業を選定します。選定した事業については、助成金の交付に加え、広報紙等を通じて公表・顕彰し、冊子として取りまとめます。また、これらの好事例の発表会を兼ねた地域自治組織全体の懇談会・交流会を開催し、組織同士の情報交流・他の組織への事業普及等により、地域の活性化を図ります。

さらに、従来のがんばる地域応援プロジェクトの助成対象事業に、新たに災害時要援護者支援事業との連携による事業を加えた取り組みを進めます。

(目標指標：応募件数 11 件、選定・公表件数 11 件、そのうち地域自治組織と NPO 等市民活動団体との連携、協働事業は応募数 4 件、発表会・交流会参加人数 90 人を目指し、PR のための冊子を 1,000 部作成します。)

## 3 緊急不況対策・緊急雇用創出事業の充実(生活経済課)〈「施政方針」掲載事業〉

長引く景気低迷や東日本大震災の景気への影響を考慮し、中小企業等融資事業などの充実を図り、市内中小企業者の経営を支援します。また、国の交付金を基に東京都が創設した、ふるさと雇用再生特別基金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金（以下「国・緊急雇用補助金」という。）や国の雇用関連事業の活用及び関係機関との連携による労働行政の充実等を通じて、市民の就労を支援します。

(目標指標：市の中小企業等融資事業の活用事業所数 400 社、ふるさと雇用再生特別基金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金による新規雇用人数 218 人、就職面接会による就職者数 40 人、就職支援セミナー等参加者数 500 人を目指します。)

## 4 都市型農業の支援と農業振興計画 2022（仮称）の策定（生活経済課）

〈「施政方針」掲載事業〉

減少している農地や都市農業の重要性について市民の理解を深めるため、農業関係団体と協働で、「農業祭」及び「都市農業を育てる市民のつどい」を開催します。また、農業経営の改善に意欲ある農業者を支援する「認定農業者制度」の普及促進、「援農ボランティア」などの担い手の育成を実施し、農業振興の推進を図ります。

農業振興計画 2022（仮称）は、外かく環状道路計画の進捗や貴重な地域資源である農地の活用・保全を図るための都市農地保全条例（仮称）の制定、新たな制度の創設などを視野に入れ、関係機関と協議しながら策定します。

(目標指標：都市農業を育てる市民のつどい参加者 80 名、農業祭出品数 3,000 点、認定農業者認定数 15 経営体、援農ボランティア認定者 10 名を目指します。農業振興計画 2022(仮称)を策定します。)

## 5 産業振興計画 2022（仮称）の策定（生活経済課）〈「施政方針」掲載事業〉

社会経済情勢の変化に伴い新たに明らかとなった課題に対応するため、産業振興計画 2022（仮称）を策定します。策定にあたっては、商工振興対策審議会から示された「新たな三鷹市産業振興計画策定に係る提言」を踏まえ、産業立地の支援、買物環境の整備、経営支援の強化などを重点施策とし、審議会での審議、

市内関係団体との意見交換、パブリックコメントなどを行い、多方面からの意見を集約し、計画へ反映します。

(目標指数：審議会での審議、関係団体との意見交換、パブリックコメントなどを経て、産業振興計画 2022 (仮称) を策定します。)

6 買物環境の整備(商店会の維持・振興及びむらさき商品券事業)(生活経済課)

〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹市商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例に基づき、買物支援と商店街の賑わいづくりモデル事業を実施します。また、商店会連合会と商工会が実施する市内共通商品券事業への支援を行い、賑わいと交流の場の創出、商店会の組織強化、さらには消費者の利便性の向上を図ることで商店街の活性化を推進します。

(目標指標：モデル事業の実施を通して、継続可能な事業の仕組みを検討します。市内共通商品券事業への大型店・チェーン店を含む多様な事業者の参加及び地域の商店会・商店会連合会・商工会の会員増加を目指します。)

7 都市型産業誘致事業の推進(生活経済課)〈「施政方針」掲載事業〉

平成 22 年 10 月に施行された三鷹市都市型産業誘致条例に基づき、市内への優良企業の立地を促進し、地域経済の活性化や雇用の創出を図ります。あわせて、条例適用外の S O H O 事業者等についての立地支援策等についても検討します。

また、金融機関、不動産事業者などを中心とした、誘致のためのネットワークづくりを検討します。

(目標指標：指定企業及び指定誘致協働事業者の指定を各 2 件目指します。)

8 環境基本計画 2022 (仮称) の策定と「サステナブル都市三鷹」の研究・推進

(環境政策課)〈「施政方針」掲載事業〉

三鷹市が目指す環境像である「循環・共生・協働のまち みたか」の実現に向けて、新たな環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画 2022 (仮称) を策定します。計画は、三鷹まちづくり総合研究所における「サステナブル都市三鷹」の研究報告及び市民、団体、事業者と市が協働で推進してきたこれまでの取り組みを踏まえ、パブリックコメントの実施や環境保全審議会、みたか環境活動推進会議から意見を求めるなど、市民参加を図りながら策定します。

(目標指標：「サステナブル都市三鷹」の研究報告を取りまとめます。環境基本計画 2022 (仮称) を策定します。)

9 ごみ処理総合計画 2015 の改定及び家庭系ごみの減量・資源化の推進

(ごみ対策課)〈「施政方針」掲載事業〉

さらなるごみの減量・資源化に向けて、家庭系ごみの有料化実施後のごみ量の検証を行い、広報等で公開するとともに、引き続きパトロールによるごみの出し方指導や市民・事業者との協働によるキャンペーン等の啓発活動を実施し、一層のごみ減量・資源化を進めます。ごみの減量・資源化の取り組みを推進するため、ごみ処理の現状、減量・分別の方法やリサイクルの流れ等を分かりやすく広報・ホームページへ掲載し、情報の提供に努めます。

ごみ処理総合計画 2015 の改定に向けた助言者会議の提言に基づき、パブリックコメントなど幅広く市民の意見を反映させ、調整を行った上で素案を策定し、ごみ処理総合計画 2015 を改定します。

(目標指標：市民参加により、引き続きごみ減量キャンペーン等を4回実施します。また、ごみ減量・資源化に関するごみ処理情報を公開するとともに、可燃ごみと不燃ごみの合計で平成22年度比1%減量を目指します。ごみ処理総合計画2015を改定します。)

- 10 地球温暖化対策実行計画(第3期)の策定(環境政策課) <「施政方針」掲載事業>  
地球温暖化対策実行計画(第2期)は、平成23年度で計画期間が満了となるため、これまでの市の事務・事業からの温室効果ガス削減の取り組みを踏まえ、新たに市内全域を対象とする区域施策を加えた地球温暖化対策実行計画(第3期)を策定します。  
策定にあたっては、環境保全審議会、みたか環境活動推進会議での審議やパブリックコメントを実施し、市民、事業者等の意見を反映させます。  
また、平成22年度の温室効果ガスの実績を公表します。  
(目標指標：地球温暖化対策実行計画(第3期)を策定します。)
- 11 市民協働センターの運営のあり方に関する検討(コミュニティ文化課)  
市民活動を支援するとともに、新しい協働のあり方を考え、協働によるまちづくりを推進する市民協働センターについて、協働ネットワークの拠点としての機能を強化・拡充していくため、現状と課題を分析し、条例等の改正も視野に入れながら、運営のあり方について検討します。  
検討にあたっては、市とセンターの指定管理者間における連絡調整会議を開催するとともに、第三者で構成する評価委員によるセンターの管理・運営に関する評価・検証を行い、利用者等のニーズ調査を実施します。  
(目標指標：条例等の改正を視野に入れ、連絡調整会議及び評価委員会を開催するとともに、利用者等のニーズ調査を実施します。)
- 12 公会堂の整備及び公会堂別館建替え事業の推進(コミュニティ文化課)  
<「施政方針」掲載事業>  
公会堂の耐震補強及びバリアフリー化と内装等のリニューアル並びに公会堂別館の建替え事業は、本年度着工に向け実施設計を6月目途に完了させ、施設機能の拡充及び施設利用者の利便性向上を図ります。バリアフリー化については、公会堂別館のエレベータを利用し、公会堂ホワイエにアクセス可能とするほか、公会堂正面玄関階段の一部にエスカレータを設置するための地盤調査等を行います。  
(目標指標：平成22年12月に取得した評定に基づく実施設計を完了させ、12月を目途に公会堂の耐震改修工事、内装等のリニューアル及び別館の建替え工事に着手します。)
- 13 安全安心まちづくり事業の普及拡大(安全安心課) <「施政方針」掲載事業>  
安全安心の取り組みの成果は、刑法犯罪発生件数の減少として表れてきています。引き続き生活安全推進協議会での協議を進め、さらなる事業の展開を図るため、今まで取り組んできた安全安心・市民協働パトロールをさらに拡充します。安全安心パトロール車の貸し出しの拡大に取り組むとともに、子どもの安全対策として親子による地域安全マップづくりや、安全安心メールの普及を図ります。  
また、犯罪の抑止と地域の防犯力向上を目的に、東京都の「地域における見守り活動支援事業」の補助制度を活用し、地域団体が連携して実施する防犯設備設置事業を支援します。また、市内に点在する落書きの消去活動を、地域市民・警

察・東京都等関係機関と協働で取り組み、安全安心のまちづくりを推進します。  
(目標指標：安全安心・市民協働パトロール員数 2,400 人、安全安心メール登録者数 18,000 人、落書き消去活動の実施、犯罪発生件数 3%減を目指します。)